

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十三号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号の二中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改める。

別表第一の一の項及び一の二の項中「第二条第一項第一号イ」を「第三条第一項第一号イ」に改め、同表二の項中「第二条第一項第一号ロ」を「第三条第一項第一号ロ」に改め、同表二の二の項中「第二条第一項第一号ハ」を「第三条第一項第一号ハ」に、同表三の項、五の項及び七の項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に、同表八の項中「第二条第一項第二号ハ」を「第三条第一項第二号ハ」に改め、同表九の項中「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同表十の項中「第二条第一項第四号」を「第三条第一項第四号」に改め、同表十一の項中「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に改め、同表十二の項中「第二条第二項第二号」を「第三条第二項第二号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。